

## 三沢周辺地区子育て支援施設再編 基本構想及び基本計画策定支援業務委託仕様書（案）

### 1. 目的

日野市立みさわ保育園を公立の認定子ども園化するにあたり、令和7年度に「三沢周辺地区市立保育園複合化・多機能化検討業務（以下、過年度検討）」を実施し、三沢周辺地区における子育て支援施設等の効率的な再編を推進するため、機能集約に向けた基礎的検討を行った。本業務では、過年度検討の結果等を精査したうえで、多様な市民意見等をきめ細かく聴取しながら、「三沢周辺地区子育て支援施設再編基本構想及び基本計画」を策定することを目的とする。

### 2. 委託期間

契約日の翌日から令和10年3月16日までとする。  
（債務負担行為：令和8年度～令和9年度）

### 3. 対象施設

本市が保有する公共施設のうち、三沢周辺地区に立地している浅川以南東部の以下の施設を対象とする。

- ① みさわ保育園
- ② あらい保育園
- ③ たかはた台保育園
- ④ もぐさ台保育園
- ⑤ みさわ児童館
- ⑥ もぐさだい児童館
- ⑦ 八小学童クラブ
- ⑧ 三沢学童クラブ
- ⑨ 子育てひろば「あかいやね」
- ⑩ 駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」
- ⑪ 0歳児ステーション「おむすび」
- ⑫ ファミリー・サポート・センターたかはた

### 4. 業務内容

#### （1）基本構想の策定

##### ①前提条件の整理

法的規制、市の関連計画、対象施設の状況、類似する先行事例等を精査し、前提条件を整理する。なお、集約拠点となる整備予定地は以下の3事業地を想定しており、各敷地の状況を精査し、建築計画にあたっての条件整理を行うこと。

《集約拠点Ⅰ》

- ・第五幼稚園跡地（日野市三沢176番地1）

《集約拠点Ⅱ》

- ・みさわ保育園（日野市三沢200番地）

《集約拠点Ⅲ》

・もぐさ台保育園（日野市百草 1002 番地の 4）

## ②市民意見の聴取

基本構想に多様な市民意見を反映させるため、市民意見を聴取する。また、聴取結果を集計・分析し、集約に向けた課題や方向性を整理する。なお、意見聴取の手法や内容及びタイミング等は受託者との協議事項とし、実施にあたっては委託者と十分な調整の上、実施すること。

## ③公共施設集約の方向性の精査

過年度検討の成果品や（１）②の市民からの意見を踏まえ、公共施設集約の基本的な考え方、機能集約の方向性、集約後の施設及び諸室の構成、建築規模、整備コスト、維持管理・運営コスト、事業スケジュール等を精査する。

## ④基本構想（案）のとりまとめ

上記の（１）①～③の結果等を踏まえ、想定される複数（３案程度）の集約モデルパターンの設定及び比較・分析・評価を行い、最適な１案に絞り込み、基本構想（案）としてとりまとめる。

## ⑤パブリックコメント及び市民説明会の実施支援

基本構想（案）についてパブリックコメント及び市民説明会を実施するので、パブリックコメントの実施にあたっては、資料作成、意見書への回答に際する支援を行う。また、市民説明会の実施にあたっては、資料作成、説明会への出席、運営に係る支援、会議録の作成を行う。なお、市民説明会は計１回の開催を想定している。

## ⑥基本構想の作成

上記の（１）④～⑤の結果等を踏まえ、基本構想としてとりまとめる。なお、基本構想は令和８年度中での策定を想定している。

## （２）基本構想検討委員会の運営支援

基本構想の策定協議にあたり、構成する検討委員会（計１０～１５人程度を想定）を開催するので、受託者は次の運営支援を行う。

- ①検討内容の提案
- ②資料作成
- ③検討委員会への出席
- ④運営に係る支援（質疑対応を含む）
- ⑤会議録の作成
- ⑥事前・事後における打合せ

なお、検討委員会は計３回の開催を想定している。

## （３）基本計画の策定

### ① 導入機能の配置条件の検討

基本構想等を基に、絞り込んだ最適な１案について、導入機能について、利用者の属性、

管理上の配慮事項、庁内関係部署からの意見等を整理し、配置条件を検討する。なお、案の絞り込みにあたっては、透明性を確保し、委託者と十分な協議の上、実施すること。

## ② 建設計画の検討

機能の複合化、動線計画、建築デザイン、ユニバーサルデザイン、エネルギー・環境負荷低減、防犯・防災等に係る検討を行い、施設整備における配慮事項を整理する。

## ③ 市民意見の聴取

基本計画に多様な市民意見を反映させるため、市民意見を聴取する。また、聴取結果を集計・分析し、集約に向けた課題や方向性を整理する。なお、意見聴取の手法や内容及びタイミング等は受託者との協議事項とし、実施にあたっては委託者と十分な調整の上、実施すること。

## ④ モデルプランの作成

上記の(3)③の市民及び(4)②の民間事業者からの意見を踏まえ、各種法令や指導基準等に留意し、集約拠点ごとのモデルプランを作成する。なお、施設の完成イメージとして以下の図面を集約拠点ごとに作成すること。

- ・平面図、立面図
- ・外観パース（1アングル）
- ・内観パース（2アングル）

## ⑤ 概算事業費の算出

上記の(2)④のモデルプランについて、施設整備費、維持管理費、運営費をそれぞれ算出するとともに、交付金や起債等について算出する。

## ⑥ 整備スケジュールの検討

本事業の整備スケジュールを検討する。

## ⑦ 基本計画（案）のとりまとめ

上記の(3)①～⑥の結果等を踏まえ、基本計画（案）としてとりまとめる。

## ⑧ パブリックコメント及び市民説明会の実施支援

基本計画（案）についてパブリックコメント及び市民説明会を実施するので、パブリックコメントの実施にあたっては、資料作成、意見書への回答に際する支援を行う。また、市民説明会の実施にあたっては、資料作成、説明会への出席、運営に係る支援、会議録の作成を行う。なお、市民説明会は計2回の開催を想定している。

## ⑨ 基本計画の作成

上記の(3)⑦～⑧の結果等を踏まえ、基本計画としてとりまとめる。

## (4) 基本計画検討委員会の運営支援

基本計画の策定協議にあたり、検討委員会（計10～15人程度を想定）を開催するので、受託者は次の運営支援を行う。

- ①検討内容の提案
  - ②資料作成
  - ③検討委員会への出席
  - ④運営に係る支援（質疑対応を含む）
  - ⑤会議録の作成
  - ⑥事前・事後における打合せ
- なお、検討委員会の開催は計4回を想定している。

## （５）民間活力導入可能性調査

### ① 事業条件の検討

#### ア) 業務範囲の検討

官民連携手法の導入を念頭に置き、本事業における業務範囲（設計・建設業務、維持管理業務、運営業務、解体撤去業務、市有地の有効活用、その他）について検討する。

#### イ) 事業手法の検討

本事業における提供サービスを踏まえ、法的条件を整理し、想定される官民の役割分担及び民間活力の導入範囲を検討し、「日野市PPP/PFI手法導入優先的検討指針」（令和6年3月策定）に基づき、適用可能な事業手法を検討する。また、本事業は複数の集約拠点における一体的な事業となるため、バンドリングの検討を行う。

### ② 民間事業者との対話（サウンディング）

本計画の検討にあたり、民間事業者とのサウンディングを実施し、本調査結果を集計・分析し、事業化に向けた課題や方向性を整理する。  
なお、サウンディングの手法や内容及びタイミング等は受託者との協議事項とし、実施にあたっては委託者と十分な調整の上、実施すること。サウンディングは計1回の実施を想定している。

### ③ 事業手法の評価

上記の（４）①～②の結果等を踏まえ、「日野市PPP/PFI手法導入優先的検討指針」に基づき、事業手法に応じた評価を行い、本事業に最適な事業手法を検討する。

## （６）その他

- ①本市では、日野市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）で示したとおり、公共施設の総量は縮減しつつも公共サービスは充実させていく「縮充」の考え方を取り入れた公共施設マネジメントに取り組んでいるので、本検討にあたり十分に留意すること。
- ②対象施設のひとつである日野市立みさわ保育園については、公立の認定こども園化を予定しており、開設時期を令和13年度に想定していることに留意すること。
- ③4（１）～（５）の整理・検討を行うにあたって、市は、子どもの人口の状況、各施設の状況など市が保有する必要な情報の提供を行う。
- ④本市では、施設類型ごとの個別施設計画として「日野市子育て支援施設個別施設計画」（令和7年3月策定）があるので、本検討にあたり十分に留意すること。

## **(7) 打合せの回数**

上記の業務を実施するあたり、関係部署も同席する市との打合せを合計8回行うこと。

## **5. 受託者の備えるべき条件**

(1) 受託者は、過去5年間において、地方公共団体が発注した以下の業務の受託実績を有すること。

- ①子育て支援施設や教育施設（幼稚園）を含む公共施設の集約化又は複合化に向けた基本構想又は基本計画の策定業務
- ②公共施設の整備に係る民間活力導入可能性調査業務又はこれに類する業務

(2) 受託者は、本業務に従事する者のうち、以下の①～②の資格を有する者を受託者の自社内で配置すること。

- ①技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- ②一級建築士

## **6. 提出書類**

受託者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出すること。また、これらの変更についても同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者等届出
- (4) 実施計画書
- (5) 実施体制一覧
- (6) 受託実績を証する書類
- (7) その他委託者が指示する書類

## **7. 完了届**

受託者は、業務完了後速やかに完了届を提出すること。

## **8. 成果品**

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、成果品については本市に帰属するものとする。また、以下の成果品は全て電子データでの提出とし、紙媒体の印刷は要しない。

### **(1) 基本構想について**

- ①基本構想
- ②基本構想（概要版）
- ③業務中間報告書
- ④その他調査資料
- ⑤上記成果品及び本業務遂行上作成した電子データ（CD-R）一式

### **(2) 民間活力導入可能性調査について**

- ①民間活力導入可能性調査結果報告書

- ②その他調査資料 一式
- ③上記成果品及び本業務遂行上作成した電子データ（CD-R）一式

### **(3) 基本計画について**

- ①基本計画
- ②基本計画（概要版）
- ③業務完了報告書
- ④その他調査資料
- ⑤上記成果品及び本業務遂行上作成した電子データ（CD-R）一式

## **9. 安全管理**

各施設に立ち入る場合においては、委託者と事前に十分な打合せを行い、業務等に支障がないよう十分に注意を払うこと。

## **10. 支払条件**

支払いは、各会計年度の業務完了後に1回とし、合計2回とする。

## **11. その他**

### **(1) 情報セキュリティポリシーの遵守**

- ア 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- イ 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- ウ 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
- エ 本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。

### **(2) 環境負荷低減の取組について**

- ア 日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。
  - 一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。
  - このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。
  - ①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
  - ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言
- イ 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。

ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

### **(3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務**

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。

ア 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。

また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。

このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。

イ 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

### **(4) 内部通報制度**

ア 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。

本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

イ 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。

なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

### **(5) 環境により負荷の小さい自動車利用**

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

## **12 協議**

この契約に記載されていない事項、又はこの契約の各条項の解釈について疑義を生じたときは、甲・乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。